

「矢掛町老人福祉センター」愛称募集要項

1 募集の目的

矢掛町老人福祉センター（以下「センター」）は、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクレーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、老人福祉法に基づいて設置された老人福祉施設です。

町民のみなさまに愛され、親しんでいただくとともに、65歳以上の方に広く当センターを活用して社会活動をしていただくことを目的として、センターの愛称を公募します。

2 応募資格

矢掛町にお住まいの方

3 応募方法

応募用紙、はがきなどに必要事項を記入のうえ、郵送、ファックス、下記応募先に直接持参又は町ホームページ応募フォームにてご応募ください。

【必要事項】愛称（ふりがな）とその理由・説明、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号を記載ください。

4 応募条件

応募条件は、自作で未発表のものであること。応募は1人につき何点でも可能とする。

5 応募先

① 〒714-1297 矢掛町矢掛 3018

矢掛町役場 福祉介護課 福祉推進係

② 矢掛町老人福祉センター

6 応募期間

令和5年5月10日（水）～7月10日（月）【必着】

7 選考方法

別に設ける愛称選考委員会による選考により決定します。

8 発表・表彰

愛称として採用された作品は、「広報やかげ」及び町ホームページで発表します。

また、採用された方には表彰及び記念品を贈呈し、次点の方にも記念品を贈呈します。

なお、採用された作品について、複数の者から応募があった場合には、厳正なる抽選のうえ、受賞者を決定します。

○特賞1名：約5,000円相当の記念品

○次点2名：約3,000円相当の記念品

9 その他

（1） 応募内容に不備がある場合には、無効とする場合があります。

（2） 採用された愛称の全ての著作権は矢掛町に帰属し、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。

（3） 応募者は、採用された愛称について商標登録をしないものとします。

- (4) 採用作品は、その一部を変更又は補作・修正することがあります。
- (5) 同じ読み方の愛称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等で表記が異なる場合には別作品とみなします。
- (6) 応募された方の個人情報は、本愛称募集以外には使用しません。
- (7) 応募作品の返却はいたしません。
- (8) 今回、募集するのは愛称ですので、矢掛町老人福祉センター条例（昭和 55 年矢掛町条例第 4 号）で定める「矢掛町老人福祉センター」の名称は変わりません。
- (9) 次の場合は、いずれの応募も無効になります。
 - ① 公序良俗、法令の定めに反するもの及び著作権その他第三者の権利を侵害するもの。
 - ② 応募の記入欄に不備がある場合や、住所・連絡先が不明などの理由によりご連絡が不可能な場合。

10 お問い合わせ先

〒714-1297 矢掛町矢掛 3018

矢掛町役場 福祉介護課 福祉推進係

電話 82-1026

矢掛町老人福祉センター愛称募集

応募用紙

応募期間 令和5年5月10日（水）～7月10日（月）

応募方法

① 郵送及び持参

〒714-1297 矢掛町矢掛3018

矢掛町役場 福祉介護課 福祉推進係

② 持参

矢掛町老人福祉センター

③ ファクス （0866）82-1454

④ 町ホームページ応募フォーム

○愛 称（ふりがな）

○愛称の理由・説明など

○氏 名（ふりがな）

○年齢

_____才

○住 所

矢掛町

○電話番号

*応募された方の個人情報は、愛称募集に関する用途以外には使用しません。